

インフルエンサー活用による和歌山県の魅力発信業務委託 プロポーザル実施要領

本事業は、情報発信力が高いインフルエンサーを和歌山県に招聘し、当県の観光の魅力を発信し認知度を高め来県の動機付けとすることを目的に実施します。

ついては、本事業の業務委託について、プロポーザル方式により委託事業者の選定を行うため、企画提案書の募集を行います。

1 業務概要

(1) 業務名

インフルエンサー活用による和歌山県の魅力発信業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）

(4) 予算上限額

3,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしていることとします。

- (1) 本業務の遂行にあたり、仕様書に定める企画内容を満たす事業の実施が可能な事業者であること。
- (2) 業務執行体制が万全であり、期日を遵守し履行可能な能力を有する事業者であること。
- (3) 今回の事業趣旨を的確に理解した事業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における競争入札への参加を制限されていない者。
- (6) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる活動を行っていないこと。
- (9) 過去5年間で、本業務と類似業務の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者。
- (10) 国税及び都道府県税について滞納していない者

3 スケジュール

(1) 募集開始

開始日時：令和7年8月25日（月）10時から

(2) 事前説明会参加申込

受付期限：令和7年9月4日（木）17時まで（必着）

(3) 事前説明会

実施日時：令和7年9月10日（水）16時00分から

(4) 質問票

- 受付期限：令和7年9月16日（火）17時まで（必着）
- （5）参加申込書
提出期限：令和7年9月25日（木）17時まで（必着）
- （6）企画提案書及び見積書等
提出期限：令和7年10月8日（水）17時まで（必着）
- （7）審査日
実施日時：令和7年10月17日（金）（予定）
- （8）審査結果の通知
審査終了後、速やかに参加者全員に通知する。

4 事前説明会

プロポーザルに参加を希望する希望者に対して、説明会を開催します。次のとおり参加申し込みを行ってください。事前説明会に参加しなかった場合、当プロポーザルに参加できません。

- （1）日 時 令和7年9月10日（水）16時00分から
- （2）場 所 オンライン（Z o o m）にて開催予定 ※参加のためのURLについては、別途、電子メールにて送信します。
- （3）提出書類 事前説明会参加申込書（第1号様式）
- （4）申込期限 令和7年9月4日（木）17時まで（必着）
- （5）提出方法 「11 書類の提出場所」に記載する連絡先まで電子メールにより提出してください。なお、電子メールの件名を「インフルエンサー活用によるSNSでの情報発信業務委託プロポーザル説明会への参加表明」とすること。電子メールを受領した後、和歌山県観光連盟（以下、「観光連盟」という。）より受付完了のメールを送信します。
- （6）留意事項 事前説明会への参加については、1提案事業者単位につき、アカウントは1つのみとする。

5 質問票の提出

- （1）質問票の提出
プロポーザルに関する質問がある場合は、質問票（第2号様式）を「11 書類の提出場所」に記載する連絡先まで電子メールにて提出してください。なお、電子メールの件名を「インフルエンサー活用によるSNSでの情報発信業務委託プロポーザルに関する質問」とすること。なお、企画提案の内容及び評価基準に関するもの、他の応募者からの提案書提出状況など、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れのある質問は受け付けません。
- （2）受付期限
令和7年9月16日（火）17時まで（必着）
- （3）質問に対する回答は、ホームページ「和歌山県公式観光サイト」への掲載により公表します。

6 プロポーザル参加申込書の提出

- （1）本プロポーザルに応募する場合は、参加申込書（第3号様式）を「11 書類の提出場所」に記載する連絡先まで電子メールにより提出してください。なお、電子メールの件名を「インフルエンサー活用によるSNSでの情報発信業務委託プロポーザルへの参加表明」とすること。電子メールを受領した後、観光連盟より受付完了のメールを送信します。

(2) 提出期限

令和7年9月25日(木) 17時まで(必着)

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

応募申請者は、次に掲げる書類を提出してください。

なお、和歌山県役務の提要等の契約に係る競争入札参加資格(業務種目大分類が「企画・広告・手配」)を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより、(1)の③から⑨の提出書類を当該書類に代えることができます。

①企画提案書(任意様式。下記(2)参照のこと)

②見積書(任意様式、押印不要)

i 見積の一式計上は認めない。詳細な費用明細を提出すること。

ii 見積額には消費税及び地方消費税を含めること。

iii あて先は「公益社団法人和歌山県観光連盟会長」とすること。

③誓約書(第4号様式)

④役員等に関する調書(第5号様式)

⑤法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類(直近1年分)、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し(直近1年分)

⑥法人にあっては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあっては、住民票

⑦印鑑証明

⑧法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明(発行後3か月以内のもの)

⑨都道府県税について未納がない旨の証明書(発行後3ヶ月以内のもの)

(2) 企画提案書

応募申請者は、「1 業務概要」及び別添仕様書の記載事項に留意の上、次により作成してください。

①提案者の概要及び類似事業受託実績(第6号様式)

②企画提案書(任意様式)

企画提案書に記載する内容は、下記のとおり。

i インフルエンサーに関すること

・起用を予定しているインフルエンサーのプロフィールやフォロワー数、主なフォロワーの属性などに関すること

・仕様書の4(2)①に記載するテーマ及び内容について、それぞれに起用を予定するインフルエンサーとその理由

ii 内容に関すること

・仕様書の4(2)①に記載するテーマ及び内容に関して、一覧表の「1 九州地方発 和歌山への旅」及び「2 中国地方発 和歌山への旅」について、九州地方及び中国地方在住の方々に興味喚起できると思われる具体的な内容の提案を行うこと。また、その理由を記載する

・仕様書の4(2)①に記載するテーマ及び内容に関して、一覧表の「3 ひとりで行動したい人へのおすすめ和歌山旅」及び「5 ペット連れにおすすめの和歌山旅」について、具体的な内容の提案を行うこと。また、その理由を記載する

iii 和歌山県公式観光サイトの特集ページについて

- ・起用を予定するライターについて、過去のウェブ記事執筆の実績及びSEOに配慮した原稿作成の知見の有無について記載すること

iv その他独自の提案があれば提案する

③業務実施体制及び業務完了までのスケジュール（任意様式）

（３）提出期限

令和７年１０月８日（水）１７時まで（必着）

（４）提出方法

観光連盟あて郵送又は持参してください。持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く平日９時から１７時までとします。また、郵送で提出した場合は、電話で受領確認を行うこと。

（５）提出書類の留意事項

①正本１部を「１１ 書類の提出場所」に記載する場所に提出（持参又は郵送）してください。なお、「①企画提案書」及び「②見積書」に関しては、副本５部も併せて提出してください。

②提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

③観光連盟が必要と認める場合は、追加資料を求めることがあります。

（６）企画提案に際しての留意事項

<失格又は無効>

以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とします。

①提出期限に遅れた場合

②提出書類に虚偽の内容を記載した場合

③審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④実施要領に違反すると認められる場合

⑤見積額が予算限度額を超えた場合

⑥その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

<その他の留意事項>

①提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事業に係る責任は、全て提案者が負う。

②企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、参加者の負担とする。

③複数の企画提案書の提出は不可とする。

④企画提案書等において使用する言語は、日本語とする。

⑤提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

⑥提出された書類は、委託先の選定を行う作業に必要な場合において複製を作成することがある。

⑦提出があった企画提案書は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

８ プロポーザルの実施方法について

プロポーザル参加事業者からあらかじめ提出された提案書に基づき、審査員による審査の上、総合的に評価し決定します。

９ 審査方法

（１）別途設置する審査委員会の委員による審査を行います。

（２）審査項目は別紙のとおりとします。なお、必要と認める審査項目を変更する場合はあ

ります

(3) 審査会

- ①実施日 令和7年10月17日（金）（予定）
- ②実施時間 後日、参加者に連絡
- ③実施方法 オンラインにて実施
- ④所要時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分程度
- ⑤注意事項
 - i 企画書提案者が4社以上の場合は、3社にしばるため、審査会の前に書類審査を行うこととする。
 - ii プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり2名までとする。
 - iii 審査会当日は、企画提案書等、書類の受付期間内に提出した資料のみでプレゼンテーションを実施することとし、画面共有を行うこと。
 - iv プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
 - v 指定の時間に遅れた場合は、辞退したものとみなす。

(4) 決定方法

審査会時に採点の高い提案から順に順位点を付け、提案毎に集計を行い、順位点の合計点が最も高い者を本業務の契約候補者とします。同点が複数ある場合には、審査員の採点の合計が最も高い者を委託候補者とします。

なお、提案者が1者の場合においても、審査委員会における評価を行った上で、総合評価が平均60%以上の得点を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を委託候補者として決定します。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、決定次第、全ての参加者に文書にて通知するとともに、和歌山県公式観光サイト内にて委託候補者の名称を公表します。

10 委託契約の締結

- (1) 審査会にて委託候補者を決定後、委託契約を締結します。なお、当該仕様書は、変更を行う場合があります。その場合は、両者協議の上、決定します。
- (2) 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は、協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとします。

11 書類の提出場所

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1
公益社団法人和歌山県観光連盟
担当 成田、小川
TEL 073-441-2776
電子メール narita.kayo@wakayama-kanko.or.jp

[別紙]

審査項目	配点
(1) インフルエンサーに関すること ・フォロワー数など効果的な情報発信が可能か ・テーマや内容に合致した人選であるか ・業務内容に理解を示し、協力的であるか	35点
(2) 内容に関すること ・九州地方発の和歌山への旅の内容が具体性及び説得力があるか ・中国地方発の和歌山への旅の内容が具体性及び説得力があるか ・ひとり旅の内容が具体性があり惹きつける内容であるか ・ペット連れ旅の内容が具体性があり惹きつける内容であるか ・地域に偏りがいないか	35点
(3) 和歌山県公式観光サイトの特集ページ制作に関すること ・起用予定のライターの実績及びSEO対策に関する知見は十分か	10点
(4) 事業実施体制及び実績、見積価格の妥当性 ・事業を適正に実施するための組織体制、事業規模を有しているか ・過去の実績から十分に実施することができるか ・事業内容等に対して必要な経費が適切に見積もられているか。	10点
(5) その他 ・独自性を持った効果的な提案がなされているか。	10点